

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：市長、市議会議長、市選挙管理委員会、市代表監査委員、市農業委員会、
市教育委員会、市ガス水道事業管理者

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.7%
全職員	68.2%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級の職	96.1%
課長級の職	100.4%
副課長級の職	95.4%
係長級の職	94.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.0%
31～35年	93.6%
26～30年	92.7%
21～25年	89.1%
16～20年	87.1%
11～15年	90.9%
6～10年	86.1%
1～5年	82.4%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・全職員の男女の給与の差異 68.2%については、女性職員の約 6 割が会計年度任用職員で任用されていることによるもの
- ・勤続年数別 1～5 年の区分 82.4%については、職位の高い、国、県からの派遣職員（割愛採用職員）が含まれており、当該職員の男性の比率が高いことによるもの
- ・給与とは、給料のほか、時間外勤務手当や扶養手当などの各種手当を含めたものであり、任期の定めのない職員では、時間外勤務手当の男性に対する女性の割合は 60.9%、扶養手当が 27.5%であるなど、男女の差が開く要因の一つとなっている。
- ・具体の算定結果は別紙 1 のとおり

■ 職員の給与の男女の差異(内訳)

(単位:円、人)

区分	男性職員 ①			女性職員 ②			男女の差異 (①/②)
	年間給与額 A	人数 B	一人当たり 年間給与額 A/B	年間給与額 A	人数 B	一人当たり 年間給与額 A/B	
㊦ 任期の定めのない職員 〔・常勤職員〕	6,006,395,595	901	6,666,742	3,890,002,063	676	5,753,207	86.3%
㊧ 任期の定めのある職員 〔・再任用職員 ・会計年度任用職員等〕	1,031,382,791	349	2,951,066	2,687,754,198	1,039	2,587,967	87.7%
全体 (㊦+㊧)	7,037,778,386	1,250	5,628,223	6,577,756,261	1,715	3,836,090	68.2%